

広島県告示第598号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条の規定によって、公有水面埋立ての竣功を次のとおり認可した。

平成26年9月18日

厳島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 竣功認可年月日

平成26年9月9日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称及び所在地

広島市中区基町10番52号

広島県

(2) 代表者の氏名

広島県知事 湯 崎 英 彦

3 埋立区域

(1) 位置

(第1工区)

廿日市市宮島口一丁目2621番3の地先公有水面

(2) 区域

(第1工区)

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と12の地点を結んだ線により囲まれた区域。

1の地点 広島県廿日市市宮島町大字御山都市公園地頂上石の国土地理院二等三角点「御山」（北緯34度16分46秒4444，東経132度19分10秒5554，標高529.65m）から338度46分50秒，3742.25mの地点

2の地点 1の地点から 166度57分08秒 36.72mの地点

3の地点 2の地点から 116度50分39秒 20.11mの地点

4の地点 3の地点から 206度57分43秒 2.07mの地点

5の地点 4の地点から 116度35分27秒 3.99mの地点

6の地点 5の地点から 206度51分54秒 7.94mの地点

7の地点 6の地点から 296度30分27秒 4.01mの地点

8の地点 7の地点から 206度47分09秒 18.22mの地点

9の地点 8の地点から 116度46分34秒 4.01mの地点

10の地点 9の地点から 207度03分40秒 13.27mの地点

11の地点	10の地点から	347度20分38秒	5.08mの地点
12の地点	11の地点から	347度15分47秒	69.52mの地点

(3) 面積

(第1工区)

855.84平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成25年4月4日 広島県告示第332号

(平成25年3月27日付け指令港振第120号で免許)

5 法第22条第3項の市町名

廿日市市